
**国が実施する新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業への
申請のご案内**

埼玉医科大学に令和2年2月1日から令和2年6月30日までの期間に在職された方で、既に退職された教職員の方において、標記の医療従事者慰労金交付の申請を希望される方へのお知らせです。

1) 現在、医療機関に勤務されている方

(イ) 現在勤務している医療機関で申請してください。

対象となる期間に、本学病院での勤務実績があった場合は、本学の当該病院による勤務証明を発行いたしますので、勤務していた各病院（大学病院は人事課、総合医療センター・国際医療センターは各総務課）へお問合せください。

2) 現在、医療機関に勤務されていない方

(ロ) 個人での申請をお願いします。

対象となる期間に、本学病院での勤務実績があった場合は、本学の当該病院による勤務証明を発行いたしますので、勤務していた各病院（大学病院は人事課、総合医療センター・国際医療センターは各総務課）へお問合せください。

本制度の詳細は、埼玉県ホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0709/iroukinn.html> をご参照ください。

(ご参考)

埼玉県への申請の締切日は令和2年10月31日（土曜日）必着ですのでご注意ください。